売 買 契 約 書 (案)

1 物 件 名 不用決定済み県有車両の売却

2 数 量 14台(詳細「別紙1車両一覧」のとおり)

3 仕 様 別紙2「仕様書」のとおり

4 契 約 金 額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63 年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規 定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た 額である。

5 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

6 引渡の時期 甲が別途指定する。7 引渡場所 甲が指定する場所

8 契約保証金 ○○

売渡人愛知県(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)との間において、 上記物件の売買について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号愛知県代表者 愛知県警察本部長 鎌田 徹郎

(目的)

第1条 乙は、甲から、以下の各条項に従い、不用決定済み県有車両(以下「車両」という。) を買い受け、原状回復できないよう解体処分する。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、自動車リサイクル法に基づくものは除く。

(物件の引渡し及び搬出の条件)

- 第3条 売却物件の引渡場所は、別紙のとおりとし、積込及び搬出は、乙が行うものとする。
- 2 売却物件の引渡しは、納入通知書より代金を納入し、甲において納入済みを確認した後、代金の納入日から起算して60日以内に代金分の車両を引き渡すこととするが、 甲は甲の都合により協議書によらず電話連絡のみで、その引渡期間を最大20日間延 長することができる。ただし、甲による引渡期間延長は、令和7年3月31日を限度 とする。
- 3 甲は、在姿のまま当該車両を乙に引き渡し、乙は契約の際にあらかじめ甲の承認を 得た方法で自らの負担で物件を引き取り搬送する。ただし、甲が必要と認めた場合、 甲の職員が乙の施設に直接搬送し、乙に当該車両を引き渡すことができる。乙は、引 き取り後、「使用済県有車両受領書(別記様式)」を甲に提出する。引渡し以後の処分 に係る費用は乙の負担とする。
- 4 物件の引渡し後、別紙の物件受領書を甲に提出する。 (代金の支払)
- 第4条 乙は、甲の発行する納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入するものとする。

(遅延利息)

第5条 乙は、前条の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算 出した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額)

第6条 売却物件の引渡し後において、物件に隠れた瑕疵のあることを乙において発見 した場合といえども、契約金額は、引渡しに至るまでの運賃その他一切の経費を 含むものとし、売渡期間中変更することができない。

(売却物件の処理)

第7条 乙は、売却物件の処理にあたっては、本契約書及び別紙仕様書に基づき適切に 実施するものとする。また、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第87条。以下「自動車リサイクル法」という。)、その他本件業務に関す る法令等を遵守し、適正に処分するものとする。

(処分の方法)

第8条 乙は、車両に搭載された警察仕様装備品等については、甲の職員立会いのもと 車体とともに確実な処分を行うものとする。

(処分後の報告)

第9条 乙は、車両の処分が終了した後は、速やかに移動報告番号及び解体報告記録が なされた日が記載された書類を提出すること。

(未預託自動車リサイクル料の負担)

- 第10条 乙は、自動車リサイクル法に定めるリサイクル預託金について、当該解体車 両が預託済みの場合は甲よりリサイクル券を受け取り、未預託の部分があった場 合は、後日、乙が甲に未預託分について請求する。
- 第11条 乙は、物件処分を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天変地異その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。
 - 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。
 - 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(秘密の保持)

- 第12条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 (契約の解除)
- 第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約 を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負 わないものとする。
 - (1) この契約の条項に違反したとき。
 - (2) 契約の履行を遅延し、又は契約の履行に関し、不正な行為があったとき。
 - (3) 物件の引渡し等に際し、乙が甲又は甲の指定する職員の職務執行を妨げ、又は 妨げようとしたとき。
 - (4) 期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められたとき。
 - (5) 契約解除の申立てをしたとき。
 - (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、第1項第2号又は第4号に 掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、

この限りでない。

- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律 第 75 号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年 法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。 (談合その他不正行為に係る解除)
- 第 14 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約 を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項 (第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の 規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令 が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により 取り消された場合を含む。)。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第45 号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員 が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

- 第 15 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額に予定数量を乗じて得た金額の 10 分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当 したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額に予定数量を乗じて得た金額の 10 分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の 3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償 金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することがで きる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以

下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを 知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害 の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、 その責を負わないものとする。

(労働者の使用制限)

- 第 17 条 乙は、乙又は乙に委託された者が請負業務を履行するために使用する労働者 について、あらかじめ、甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に 通知しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。
- 2 甲は、前項の規定による通知があった労働者が次の各号のいずれかの者に該当する と認められるときには、乙に対し、請負業務に従事させないことその他必要な措置を 執るべきことを請求することができる。
 - (1) 暴力団員等
 - (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- 3 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な 措置を執ることを決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に発注者 に通知しなければならない。
- 4 甲は、第2項の請求をした場合において、乙が正当な理由なく当該請求に従わなかったときは、この契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。
- 5 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害 の賠償を乙に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

- 第 18 条 乙は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠った と認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約におい て契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第 19 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 20 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と 協議解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

- 第21条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、名古屋地方裁判所のみとする。 (協議)
- 第21条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、 別に決定する。